

東広島食糧企業組合	広島市南区東荒神町5番19号	代表理事 石井 正博	広島大学消費生活協同組合	広島県東広島市鏡山一丁目4番5号	理事長 田中 秀樹
株式会社菱屋フードセンター	広島市西区観音新町一丁目18番17号	代表取締役 松川 弘熙	広島地下街開発株式会社	広島市中区基町地下街100号	代表取締役社長 中岡 隆志
有限会社日向クリーニング	広島市佐伯区楽々園五丁目17番17号	代表取締役 日向 久雄	広島東部青果食料品商業協同組合	広島市安芸区船越南五丁目1番1号	理事長 金井 雅久
広島安佐商工会	広島市安佐北区可部三丁目26番22号	会長 上西 不二夫	広島内外美装株式会社	広島市西区大宮一丁目4番15号	代表取締役 梶谷 操
広島オフィスサービス協同組合	広島市南区皆実町一丁目18番25号	代表理事 宮本 進一	株式会社広島バスセンター	広島市中区基町6番27号	代表取締役 松浦 洋二
株式会社広島オフコ	広島市西区庚午北二丁目21番3号	代表取締役 多多納 富美江	広島北部青果食品協同組合	広島市安佐南区緑井六丁目1番6号	理事長 上河内 孝義
広島管財株式会社	広島市中区大手町五丁目7番17号	代表取締役 中村 利絵	広田金蔵商店	広島市安佐南区祇園二丁目32番7号	廣田 治夫
広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部	広島市中区堺町一丁目5-10-302	支部長 倉本 和義	株式会社広電ストア	広島市中区東千田町二丁目9番29号	代表取締役 佐藤 仁
広島県花き商業協同組合	広島市西区草津港一丁目8番1号	理事長 恵木本 博	株式会社広電文具	広島市西区己斐本町一丁目24番7号	代表取締役 長谷川 治昭
広島県すし商生活衛生同業組合	広島市中区河原町1番26号	理事長 渡邊 昌博	ヒロホー株式会社	広島市西区草津東一丁目6番23号	代表取締役 小早川 晃治
広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市中区千田町三丁目6番8号	代表理事 並川 壽男	ヒロボン株式会社	広島市西区商工センター二丁目16番17号	代表取締役 大西 寛
広島県業業株式会社	広島市西区商工センター三丁目4番25号	代表取締役社長 吉村 元亨	株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目26番10号	代表取締役 上田 準二
株式会社広島県リースタオル	広島市南区東雲一丁目12番27号	代表取締役 井藤 秀夫	有限会社フクナガブング	広島市中区堺町二丁目6番5号	代表取締役 福永 隆一
廣 島 興 業	広島市東区山根町37番31号	安藤 孝	福山双葉株式会社広島支店	広島市南区東雲二丁目4番41号	常務取締役支店長 村田 隆史
社団法人広島市食品衛生協会	広島市中区富士見町11番27号広島市保健所内	会長 大谷 照三	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 尾崎 英雄
広島市農業協同組合	広島市安佐南区中筋三丁目26番16号	代表理事理事長 後藤 慎太郎	藤井医療器株式会社	広島市東区光町一丁目3番22号	代表取締役 藤井 洋司
広島市廃棄物処理事業協同組合	広島市中区泰寺町二丁目5番27号	理事長 沖本 充弘	藤井産業株式会社	広島市中区鉄砲町8番14号	代表取締役 藤井 敏生
財団法人広島市母子寡婦福祉連合会	広島市中区千田町一丁目9番43号広島市社会福祉センター内	会長 宇都宮 幸枝	フジ産業有限公司	広島市南区宇品西二丁目8番14号	代表取締役 富士井 敏明
広島酒類商業協同組合	広島市中区十日市町二丁目10番10号	理事長 横山 祐吉	株式会社不二ビルサービス	広島市中区八丁堀15番10号セントラルビル内	代表取締役 森元 英司
株式会社広島積善館	広島市中区紙屋町二丁目3番26号	代表取締役 岡原 秀登	株式会社古江商会	広島市西区東観音町30番8号	代表取締役 古江 博美

古川工化株式会社	広島市西区中広町二丁目13番1号	代表取締役 古川 光和
株式会社フレスタ	広島市西区横川町三丁目2番36号	代表取締役 宗兼 邦生
株式会社ブンシジャパン	山口県周南市清水二丁目3番7号	代表取締役 藤村 周介
有限会社ブンセイ	広島市中区住吉町16番8号	代表取締役 畠中 久芳
株式会社ポブラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	代表取締役社長 目黒 俊治
株式会社本多商会	広島市西区東観音町6番22号	代表取締役 本多 俊之
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号	代表取締役社長 川本 敏雄
マイショップ古田	広島市南区大州二丁目8番5号	古田 雅春
有限会社正木縫製	廿日市市宮内2271番地の2	代表取締役 正木 昭良
真志田建材株式会社	広島市西区商工センター四丁目15番5号	代表取締役 真志田 吉洪
松石ゴム商事株式会社	広島市南区東青崎町7番9号	代表取締役 相原 叔将
マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地	代表取締役 原田 昭彦
マツダエース株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号	代表取締役 真田 信昭
有限会社円	広島市南区西本浦町21番1号	代表取締役 増田 正幸
有限会社マトバ	広島市東区牛田中一丁目1番15号	代表取締役 的場 時男
有限会社マリモ商事	広島市東区温品六丁目11番13号	代表取締役 大塚 清治
マルキ	広島市安佐北区可部南二丁目2番7号	児玉 静基
マルコウ食品容器有限会社	広島市中区光南二丁目16番8号	代表取締役 坪田 幸宜
有限会社丸善ストアー	広島市安芸区中野二丁目15番21号	代表取締役 京才 善彦
丸美弁当株式会社	広島市東区曙一丁目3番21号	代表取締役 武田 信治

株式会社万力屋	広島市佐伯区千同一丁目25番10-1号	代表取締役 万力 康二
三浦商店	広島市西区商工センター一丁目4番26号	三浦 幸三郎
道下浩文堂	広島市中区住吉町10番14号	道下 浩一郎
有限会社ミツワマート	広島市西区西観音町18番5号	代表取締役 川原 康浩
株式会社ミヤケ	広島市中区紙屋町二丁目2番18号	代表取締役 三宅 敏文
宮田油業株式会社	広島市中区猫屋町1番16号	代表取締役 宮田 典治
三山産業株式会社	広島市西区三篠町二丁目17番5号	代表取締役 尾崎 昭二
株式会社村上商店	安芸郡府中町浜田一丁目1番2号	代表取締役 村上 治男
株式会社メイチ	広島市西区横川町一丁目6番17号	代表取締役 中村 孝
株式会社メディコ・二十一	松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 土居 浩治
株式会社メルファム中国支社	広島市中区西白島町17番13号	支社長 辻 茂樹
めん で 酒 店	広島市佐伯区八幡三丁目22番31号	免出 巖
株式会社モウリ	広島市中区河原町10番4号	代表取締役 毛利 茂芳
有限会社森田商店	広島市東区愛宕町7番18号	取締役社長 大塩 廣
株式会社やしき	広島市西区商工センター一丁目4番36号	代表取締役 原 敬
ヤシキ本店	広島市中区大手町五丁目6番25号	矢鋪 武彦
八洲管理株式会社	広島市西区東観音町19番1-202号	代表取締役 佐藤 二郎
山口産業株式会社	広島市安佐北区可部町桐原504番地の5	代表取締役 古江 暢敏
ヤマザキデイリーストアーモコ店	広島市安佐南区毘沙門台二丁目8番32号	橋本 常彦
有限会社やまさ事販	広島市中区竹屋町1番33号	代表取締役 佐々木 正章

山重商事有限会社	広島市中区薬研堀5番1号	代表取締役 山重 憲三
有限会社ヤマナカ	広島市西区三滝町17番18号	代表取締役 山中 勲
有限会社やまね	広島市中区流川町6番7号	代表取締役 山根 広展
株式会社やまひ	広島市西区商工センター一丁目4番28号	代表取締役 山樋 明洋
株式会社ヤマヒロ	広島市西区楠木町一丁目12番1号	代表取締役 山口 修司
株式会社やまや	宮城県塩竈市新浜町一丁目11番19号	代表取締役 山内 英靖
株式会社ユアーズ	安芸郡海田町南堀川町4番11号	代表取締役社長 根石 紀雄
株式会社ユニザー	広島市中区立町1番7号 新世紀ビル	代表取締役 柴田 泰之
湯来町商工会	広島市佐伯区湯来町大字 和田75番地の1	会長 橋岡 博之
株式会社ユニオン	広島市西区大芝二丁目18番13号	代表取締役 辰野 信義
吉岡産業株式会社	広島市中区舟入南三丁目18番16号	代表取締役 吉岡 逸夫
株式会社よしだ	広島市西区商工センター二丁目7番18号	代表取締役 吉田 浩秀
ヨシノ産業株式会社	広島市西区横川町一丁目12番13号	代表取締役 吉野 勝行
有限会社ラピュタ	広島市西区己斐大迫一丁目9番15号	代表取締役 竹中 美賀
レディスインナーはら	広島市中区袋町2番3号 田村ビル1F	原 和江
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 三橋 信也
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号	代表取締役 西尾 正憲
株式会社ローソン中国運営部	岡山県岡山市厚生町一丁目8番10号	部長 沖 博之
有限会社和田	広島市安芸区矢野西五丁目10番6号	代表取締役 和田 政勝
ワタキューセイモア株式会社中国支店広島営業所	広島市南区宇品西二丁目6番54号	所長 田中 達也

広島市告示第154号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市留学生会館の使用料（交流施設に係る使用料に限る。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区中島町1番2号

財団法人 広島平和文化センター

代表者 理事長 齋藤 忠臣

2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第155号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用及び広島市自転車等保管所に移動された自転車等駐車場内長期滞在自転車等に係る未納の駐車料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区西白島町23番9号

社団法人 広島市シルバー人材センター

理事長 岡田 義之

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第156号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

財団法人 広島市都市整備公社

理事長 中本 信雄

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第157号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、別表に掲げる駐車場の駐車料金並びに回数駐車券及び定期駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

財団法人 広島市都市整備公社

理事長 中本 信雄

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

別表

名 称	位 置
広島市市営大手町第一駐車場	広島市中区大手町三丁目
広島市市営大手町第二駐車場	広島市中区大手町三丁目
広島市市営小町第一駐車場	広島市中区小町
広島市市営小町第二駐車場	広島市中区小町
広島市市営小町第三駐車場	広島市中区小町
広島市市営小町第四駐車場	広島市中区小町
広島市市営小町第五駐車場	広島市中区小町
広島市市営富士見町第一駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営富士見町第三駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営富士見町第四駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営富士見町第五駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営富士見町第六駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営鶴見町第一駐車場	広島市中区鶴見町
広島市市営鶴見町第二駐車場	広島市中区鶴見町
広島市市営中島町第一駐車場	広島市中区中島町
広島市市営中島町第二駐車場	広島市中区中島町
広島市市営河原町第一駐車場	広島市中区河原町
広島市市営河原町第二駐車場	広島市中区河原町
広島市市営舟入町第一駐車場	広島市中区舟入町
広島市市営舟入町第二駐車場	広島市中区舟入町
広島市市営猿猴橋町駐車場	広島市南区猿猴橋町
広島市市営の場町駐車場	広島市南区の場町一丁目
広島市市営稲荷町第一駐車場	広島市南区稲荷町

広島市市営稲荷町第二駐車場	広島市南区稲荷町
広島市市営稲荷町第三駐車場	広島市南区稲荷町
広島市市営福島町駐車場	広島市西区福島町二丁目
広島市市営東観音町第一駐車場	広島市西区東観音町
広島市市営東観音町第二駐車場	広島市西区東観音町
広島市市営西観音町駐車場	広島市西区西観音町
広島市市営鷹野橋駐車場	広島市中区大手町五丁目
広島市市営上大須賀町駐車場	広島市東区上大須賀町

広島市告示第158号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営広島駅新幹線口駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区八丁堀15番10号

株式会社 不二ビルサービス

代表取締役 森元 英司

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第159号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営基町駐車場の駐車料金並びに回数駐車券及び定期駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

財団法人 広島市都市整備公社

理事長 中本 信雄

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第160号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営横川駐車場の駐車料金並びに回数

駐車券及び定期駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

- 1 委託を受けた者
広島市中区八丁堀15番10号
株式会社 不二ビルサービス
代表取締役 森元 英司
- 2 委託した期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第161号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営西広島駅南駐車場の駐車料金並びに回数駐車券及び定期駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人  
広島市副市長 山田 康

- 1 委託を受けた者  
東京都新宿区西新宿六丁目22番1号  
太平ビルサービス株式会社  
代表取締役 狩野 伸彌
- 2 委託した期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第162号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中央駐車場の駐車料金並びに回数駐車券及び定期駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

- 1 委託を受けた者
広島市中区八丁堀15番10号
株式会社 不二ビルサービス
代表取締役 森元 英司
- 2 委託した期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第163号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西新天地駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同

条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人  
広島市副市長 山田 康

- 1 委託を受けた者  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
財団法人 広島市都市整備公社  
理事長 中本 信雄
- 2 委託した期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第164号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市女性福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

- 1 委託を受けた者
広島市中区千田町一丁目9番43号
社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
会長 古川 隆
- 2 委託した期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第165号

平成19年4月1日

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により市長が指定する行為について、同条第3項の規定により告示します。

広島市長職務代理人  
広島市副市長 山田 康

第1 条例第16条第1項第1号に該当する行為

- 1 迷惑を覚えさせる方法による接触行為  
商品の売買又は役務の提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結を勧誘しようとして、消費者の意に反して早朝若しくは深夜に、又は執ように、電話をかけ、又は訪問する等消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いること。
- 2 電子メール等による一方的な広告等の反復送信による接触行為  
消費者が拒否の意思表示をしているにもかかわらず、又はその意思表示をする機会を与えることなしに、商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、電子メール、ファクシミリ等により一方的に広告等を反復して送信すること。
- 3 路上等における強引な接触行為

商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、路上その他の公共の場所において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者に付きまとうこと。

#### 4 呼止めを伴う強引な接触行為

商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、路上その他の公共の場所において、消費者を呼び止めて、執ように説得し、又は威圧的な言動を用いて、営業所又はその他の場所へ誘引すること。

#### 5 販売の意図を隠した接触行為

(1) 商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、消費者に商品売買契約等の締結の勧誘以外のことを主要な目的であるかのように装い、若しくは商品売買契約等の締結の勧誘が目的であることを明らかにせず、消費者に話しかけ、若しくは電話、電子メール、ファクシミリその他の電気通信手段若しくははがき、封書等を利用して消費者に連絡をとり、又はこれに準じた内容の広告等を用いること。

(2) 商品売買契約等の締結を勧誘するためであることを告げず営業所等以外の場所に誘引した消費者に対し、公衆が容易に出入りできない場所で商品売買契約等の締結についての勧誘をすること。

#### 6 拒否後の接触行為

商品売買契約等の締結について拒否の意思表示をしている消費者に対し、勧誘すること。

### 第2 条例第16条第1項第2号に該当する行為

#### 1 重要事項の不告知による勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品又は役務（以下「商品等」という。）の品質、安全性等の内容、その価格等の取引条件、取引の仕組みその他の消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という。）に関する情報を消費者に提供しないこと。

#### 2 重要事項の不実告知による勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品等に関する重要事項について、事実と異なる情報を消費者に提供すること。

#### 3 断定的判断の提供による勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品等による不確実な効能効果その他の将来における変動が不確実な事項について、確実であると誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 4 優良又は有利との誤認を招く勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品等に関する重要事項が、実際の商品等又は他の商品等のものよりも、著しく優良であり、又は著しく有利であると誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 5 公的機関等の職員等と誤認させる勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、自らを官公署、公共の団体、公の施設を管理する法人等（以下「公的機関等」という。）の職員等であると誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 6 事業者名等の不明示等による勧誘等

5に掲げるもののほか、商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、事業者の氏名若しくは名称、住所その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って消費者に提供し、又は他の事業者であると誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 7 公的機関等の委託等によるものと誤認させる勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、公的機関等の委託を受け、又は公的機関等による許可、認可、後援等を得ていると誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 8 著名な団体等の関与があると誤認させる勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品等、事業者又は事業者の営む事業に著名な団体又は著名な個人の関与があると誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 9 法令による義務と誤認させる勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品の購入又は役務の提供を受けること（以下「商品の購入等」という。）、設置、利用等が法令により義務付けられたものであるかのように誤認させる情報を消費者に提供すること。

#### 10 与信に係る重要事項の不告知・不実告知による勧誘

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品の購入等を条件又は原因とした信用（融資又は融資枠をいう。以下同じ。）の供与（以下「与信」という。）に関する重要な情報を提供せず、又は事実と異なる情報若しくは誤認させる情報を消費者に提供すること。

### 第3 条例第16条第1項第3号に該当する行為

#### 1 身体等に害を加えることによる勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者の身体、自由又は財産に害を加えること。

#### 2 威圧的な言動による勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者を威圧するような言動を用いること。

#### 3 不退去による勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者の意に反して消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去しないことにより、消費者を困惑させること。

#### 4 勧誘場所から退去させないで行う勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者の意に反して消費者を勧誘している場所から退去させないことにより、消費者を困惑させること。

#### 5 心理的不安に乗じる勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者又はその親族等の健康、財産、将来等への不安を殊更におおることにより、消費者を心理的に不安定な状態に陥れること。

#### 6 過去の取引の情報を悪用した勧誘等

商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結